

公益財団法人 島根県育英会
令和7年度 奨学生募集要項

奨学金貸与事業の趣旨

この奨学金貸与事業は、向学心をもちながら、経済的理由によって修学が困難と認められる島根県出身の優秀な大学生等に奨学金を貸与して、その修学の便を図ることにより、社会に有為な人材の養成に寄与することを目的とするものです。

この趣旨に基づき、令和7年度奨学生を次により募集します。

1 募集人員 52名程度

(うち、中筋給付特待生2名、大谷奨学生2名程度)

2 応募資格

島根県出身者で、学校教育法に基づく大学・短期大学・大学院・高等専門学校(4年生以上に限る)・専修学校(専門課程に限る)(以下「大学等」という)に、令和7年度に進学しようとする人または在学している人のうち、人物及び学業成績が優秀で、かつ学資の支弁が困難と認められる人。

ただし、次の(1)~(5)のいずれかに該当する場合は応募することができません。

(1) 貸与を受けようとする期間が2年未満の場合

(2) 島根県育英会の奨学金(高等学校等奨学資金は除く)の貸与を受けたことがある場合

(3) 現に島根県育英会の貸与を受けている奨学生(高等学校等奨学資金は除く)が同一世帯にいる場合(同一世帯で同時に複数人に貸与はできません。)

(4) 外国大学の日本分校に進学または在学する場合

(5) 通信制の学部、別科に進学または在学する場合

(ただし、別科は応募可能な場合があります。事前にお問い合わせください。)

(注) 島根県出身とは、次の①~③のいずれかに該当する場合をいいます。

① 島根県内に住所を有した期間が通算して5年以上ある場合

② 父母またはこれに準ずる人の住所が島根県内にある場合

③ 上記①または②に準ずるものとして育英会において特に認めた場合

3 願書受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年10月31日(木)までとします。(令和6年10月31日17時までに持参したものまたは郵送の場合で同日までの消印があるものは、受け付けます。)

ただし、高等学校卒業見込者(過年度卒業で進学していない人を含む)及び高等専門学校の在学者は、在学または出身の高等学校等の受付締切日までに高等学校等へ提出してください。

4 奨学金の貸与月額

奨学金の貸与月額は、3万円、4万円、5万円、6万円、7万円のうちから選択出来ます。

5 貸与期間

貸与期間は、令和7年4月から入学（転・編入学を含む）または在学する大学等の最短修業年限の最終月までです。ただし、大学院生は、2年間を限度とします。

6 奨学金の返還

奨学金は、無利息とし、卒業後6か月を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内に、育英会が別に定める年賦、半年賦、月賦その他の割賦により、育英会の理事長が指定する金融機関の口座引き落としの方法で返還しなければなりません。全部または一部を、いつでも繰り上げて返還することができます。

7 奨学金貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金貸与の休止、停止または取り消しをすることがあります。

- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入したこと等が判明したとき。
- (2) 留年・修得単位不足等学業成績の不振、性行の不良、責務の不履行等奨学生としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 休学・転学・長期欠席・退学等をしたとき。
- (4) 退学・停学等の処分を受けたとき。

8 出願手続

- (1) 高等学校卒業見込者または過年度卒業者及び高等専門学校の在学者は、次の書類を在学または出身の高等学校等を経由して提出してください。
 - ① 奨学生願書（P1～P3）
 - ② 市町村が発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和6年度所得課税証明書」（令和5年1月～令和5年12月の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等の記載のもの）
 - ③ 高等学校長の証明する調査書（開封無効）
 - (2) 大学・短期大学・大学院・専修学校の在学者または卒業者は、次の書類を育英会（〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階 公益財団法人島根県育英会）に送付するか持参してください。
 - ① 奨学生願書（P1～P3）
 - ② 市町村が発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和6年度所得課税証明書」（令和5年1月～令和5年12月の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等の記載のもの）
 - ③ 在学または卒業を証明する書類
 - ④ 学業成績証明書（開封無効。在学者は令和6年度前期分までの成績）
 - ⑤ 奨学生応募者調書
- (注) ①、⑤の用紙は、所定のものを使用すること。（用紙は、各高等学校及び育英会にあります。また、育英会ホームページよりダウンロードも可能です。）

- (3) 大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学しようとする人は、上記(2)の③、④に代えて、大学入学資格検定合格成績証明書または高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書を提出してください。

【生計維持者とは】

生計維持者とは、日本学生支援機構の奨学金制度における定義に準拠しており、生徒・学生の学費や生活費を負担する人を指します。

- ・父母がいる場合は、原則として父母＝2名
- ・「父又は母と死別している場合」や「父母の離婚等により、父又は母と生徒・学生が別生計となっている場合」は、生計維持者は父又は母のいずれか1名
- ・父母と死別又は父母が離婚し、生徒・学生が祖父母・おじおば等の2名以上の親族から経済的支援を受けている場合は主たる支援者1名

※生計維持者が1名のケースに該当する場合、必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類の提出を求められます。

※「生計維持者」に関して不明な点がありましたら、育英会にお問い合わせください。

9 奨学生の選考及び決定

11月下旬の(公財)島根県育英会選考委員会において、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査を行い、適格度の高い順に選考のうえ、育英会理事長が奨学生採用候補者を決定し、11月下旬～12月初旬に本人に通知します。採用候補者にならなかった人にもその結果をお知らせします。また、高等学校等を経由して応募した場合は、学校にもその結果をお知らせします。

10 進学届等の提出

奨学生採用候補者の決定を受けた人は、「進学届」と入学、または在学する大学等の「在学証明書」を提出していただきます。

11 奨学生の決定＝返還誓約書等の提出

「進学届」等を提出した後に、正式に奨学生として決定します。願書記載の第一連帯保証人(本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者)及び第二連帯保証人(令和7年4月1日における年齢が65歳以下で独立の生計を営む身元確実な成年者)の連署による「奨学金返還誓約書(借用証書)」等を提出していただきます。

12 奨学生辞退の届出

願書提出後に大学等に進学しなかった等の理由で奨学生となる資格がなくなったときは、育英会に電話等でその旨を速やかに連絡してください。

(上記のような理由で奨学生に採用される資格がなくなったにもかかわらず、その旨を育英会に連絡しないで放置されますと、他の奨学金貸与希望者に大きな迷惑をかけることとなりますので、このような事態が生じたときは、直ちに育英会へ連絡をお願いします。)

13 そ の 他

- (1) 育英会の制度は、併用できます。
- (2) 日本学生支援機構奨学金の貸与型との併給はできません。

育英会の奨学生は、原則として日本学生支援機構の奨学金（貸与型）との併給を認めていません（給付型は併給可）ので、両方とも奨学生採用が決定した場合には、そのいずれか一方を選んでいただくことになります。（ただし、中筋給付特待生は併給可）

(参考)

区 分		島根県育英会				日本学生支援機構	
		奨学生	maruko 給付特待生	就学生	学生会館 入寮生	貸 与 型	給付型
島根県育英会	奨 学 生		○	○	○	× (中筋給付特待生を除く)	○
	maruko給付特待生	○		○	○	○	○
	就 学 生	○	○		○	○	○
	学生会館入寮生	○	○	○		○	○
支援機構 日本学生	貸 与 型	×	○	○	○		
	給 付 型	○	○	○	○		

中筋給付特待生と大谷奨学生

【中筋給付特待生】

平成15年に株式会社中筋組様からのご寄付により設けられた制度で、それ以降現在まで、中筋グループ様から毎年のご寄付をいただき継続されています。

学業成績が特に優秀で、経済的に著しく修学が困難であると判定された男女各1名を「中筋給付特待生」として採用します。この特待生に選ばれた人は、本人が当初希望した貸与月額の内、3万円が給付金に切り替わり、残額の貸与金のみを卒業後返還することになります。

【大谷奨学生】

平成20年に浜田市の故大谷重友様からのご寄付により設けられた制度で、奨学生の採用の枠が50名から52名程度に広がりました。

学業成績が特に優秀で、経済的に著しく修学が困難であると判定された石見地区出身者を優先し、2名を「大谷奨学生」として採用します。

島根県松江市殿町8番地3

島根県市町村振興センター3階

郵便番号 690-0887

公益財団法人 島根県育英会

TEL (0852) 28-1981

FAX (0852) 26-2089

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp



(様式1)

令和7年度 島根県育英会奨学生願書

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

願書記入日：令和 年 月 日

本人	〒 - 現住所	← それぞれ自署してください。
	氏名	
第一連帯保証人 (保護者)	〒 - 現住所	
	氏名	
	(本人との続柄：)	

このたび、公益財団法人島根県育英会奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。また、家庭状況等は下記のとおり相違ありません。

記

1 本人の氏名等

氏名(フリガナ)	生年月日
.....	平成 年 月 日生

2 出身地(該当に○印) ※複数可

(1) 本人が島根県内に通算して5年以上居住
(2) 保護者が現に島根県内に居住
(3) その他(具体的に記入：)

3 本人の現況(願書記入日現在、a・b・cいずれか該当に○印をし、学校名等を記入してください。)

区分	学校名	卒業年
a 高等学校卒業見込	高等学校	令和7年3月卒業見込
b 高等学校過年度卒業	高等学校	年 月 卒業
c その他(該当に○)	ア 大学在学中 イ 短期大学在学中 ウ 大学院在学中 エ 高等専門学校在学中 オ 専修学校在学中 カ (ア～オ)を卒業 キ 大検・高等学校卒業程度認定試験合格 ク その他	

注 「c その他」に該当する方は、別紙奨学生応募者調書を提出してください。

4 令和7年度に入学、転・編入学または進級しようとする大学等について(第1希望を記入)

大学等名	学部・学科等名	最短修業年限	入学・進級の別	入学・進級の学年	合格発表日
大学等所在地 〒		年	a 入学 b 転・編入学 c 進級	学年	令和 年 月 日

5 希望する奨学金の月額(該当に○印)

a 3万円	b 4万円	c 5万円	d 6万円	e 7万円
-------	-------	-------	-------	-------

6 島根県育英会の制度利用、応募状況について(本人および家族)

制度名	該当する場合は○印をし、氏名を記入してください。	
a 島根県育英会就学資金	利用済・利用中・応募予定	氏名
b 島根県育英会奨学金	利用済・利用中・応募予定	氏名
c 島根県育英会大阪学生会館	利用済・利用中・応募予定	氏名
d 島根県育英会高等学校等奨学資金	利用済・利用中・応募予定	氏名

※願書の記入にあたっては、保護者・親権者欄以外は、すべて本人が記入してください。

7 家族状況について ※注1～注3

連絡先（自宅TEL・本人、家族の携帯TEL等日中確実に連絡が取れる先について記入してください）
 自宅TEL（ - - ） / 本人携帯TEL（ - - ）
 家族（父・母・その他（ ））該当に○印 / 携帯TEL（ - - ）

就学者以外	続柄	氏名	収入の種類	就労の有無	年齢	家族との居住
家族状況			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
就学者	続柄	氏名	学校等の種類	設置者別	年齢	通学別
家族状況	本人		小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外

※注2

貸与を希望する理由（必須）

※注1 同居・別居を問わず生計を一にする人全員を記入してください。家族のうち「生計維持者」は、「続柄」欄に○印をし、令和6年度所得課税証明書を添付してください。

※注2 「家族との居住」については、家族（生活の本拠地）と同居又は別居のうち、該当するものに○印をしてください。

※注3 収入認定にあたって、次のような事実があるときは、それらの事実を記載し、事実を証明する書類を添付してください。

※注3

区 分	証 明 書 等	発 行 所
災害等の被害を受けた世帯	・罹災証明書	・市町村役場
令和6年1月以降に就職・転職した人	給与外所得者の場合	・確定申告書（控）の写し
	給与所得者の場合	・年収見込証明書 } いずれか一つ ・月収証明書
令和6年1月以降に退職した人及び退職予定者	・退職（予定）証明書	・勤務先
失業者	・雇用保険受給資格者証の写し	・公共職業安定所

8 親権者、連帯保証人について

【親権者】（令和4年4月1日から、成年年齢は18歳です。）

親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自署してください。

親権者又は後見人			
フリガナ		フリガナ	
氏名	(父) (後見人)	氏名	(母)
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
住所	〒 -	住所	〒 -
電話番号	(自宅) - -	電話番号	(自宅) - -
	(携帯) - -		(携帯) - -

【連帯保証人】

第一連帯保証人・第二連帯保証人予定者を記入してください。ただし、債務整理中（破産等）の方は、連帯保証人になれません。

- ① 第一連帯保証人は、本人の父母又はこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。（願書のP1と同じ人です。）
- ② 第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは生計が別で独立の生計を営む65歳以下（令和7年4月1日現在）の身元確実な成年者を記入してください。（同一住所、学生、66歳以上の人はいけません。）

※ 第一連帯保証人、第二連帯保証人を記入する前に、必ずその方の承諾を得る必要があります。ここに記入した第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、奨学金返還誓約書（借用証書）に届出済第一連帯保証人及び届出済第二連帯保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認の上記入してください。奨学金返還誓約書（借用証書）の提出にあたっては、その方の署名捺印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

第一連帯保証人	フリガナ		住所	〒 -
	氏名			☎ (自宅) - - (携帯) - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係 (該当に○印)	1父 2母 3兄 4姉 5その他 ()

第二連帯保証人	フリガナ		住所	〒 -
	氏名			☎ (自宅) - - (携帯) - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係	(具体的に記入)

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

奨学生応募者調書 (高校卒業見込者及び過年度卒業者及び、高等専門学校^cの在学者は提出する必要がありません。)

氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日	性 別
	平成 年 月 日 生	

1 本人の現況 [奨学生願書3 cその他欄で○印をした大学等の名称、学部、学科・課程、在学年、卒業・修了見込年次等を具体的に記入してください。]

2 進級・進学^cの別 (該当に○印をしてください。)

a 新たに大学等に入学または転・編入学の予定 (奨学生願書4欄に大学等名を記入すること)

b 現に在学する大学等 (上記1に記載) で進級の見込

3 奨学金貸与希望期間 (令和7年4月から卒業・修了までの最短修業年数。大学院は2年間が限度)

 年間

4 本人履歴 [最終学歴以降について、学歴・職歴・自宅研修・家事従事等空白期間のないように記入してください。]

平・令	年	月 () 学校卒業
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人氏名 _____